

江南市パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き



江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

江南市では、第3次こうなん男女共同参画プランを令和4年3月に策定しました。このプラン策定時に実施した市民意識調査では、個々として性の多様性への寛容さはあるものの、全体としては啓発活動の実施や社会制度の見直しの必要性を感じられている方の割合が高くなっていました。

これを踏まえ、プランの基本目標Ⅰ「男女共同参画社会を目指す意識づくり」において、性的少数者について理解が深められるセミナー等の開催を施策の一つとして掲げ実施してきましたが、この度、江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入することとなりました。

この制度は、お互いを日常生活において人生のパートナーとして対等な立場で相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティのお二人が、パートナーであることを市に宣誓する、また、お二人に未成年のお子様がいる場合は、お子様を含めてファミリーであることを宣誓し、その宣誓を市が証明する制度です。婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方の不安や困難を感じる気持ちを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

この制度により、性的少数者の方の心の負担が少しでも軽くなるとともに、市民の皆様の理解が深まることを願っています。

目 次

1. 制度を利用することができる方	1
【参考】パートナーシップの宣誓をすることができない範囲	
2. 宣誓に必要な書類	3
3. 手続きの流れ	5
4. 証明書等交付後の各種手続き	6
5. 自治体間連携	8
6. Q&A	10
7. 江南市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱	13

I 制度を利用することができる方

宣誓される方は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

●パートナーシップの宣誓をするとき

(1) お2人とも成年に達していること（満18歳以上の方）

(2) お2人とも江南市内に住民登録をしていること

または、3か月以内に転入予定であること

(3) お2人とも現に婚姻していないこと（現に配偶者がいないこと）

(4) 現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

※すでに宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方は宣誓できません。

(5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

※パートナーシップの宣誓をすることができない範囲 参照

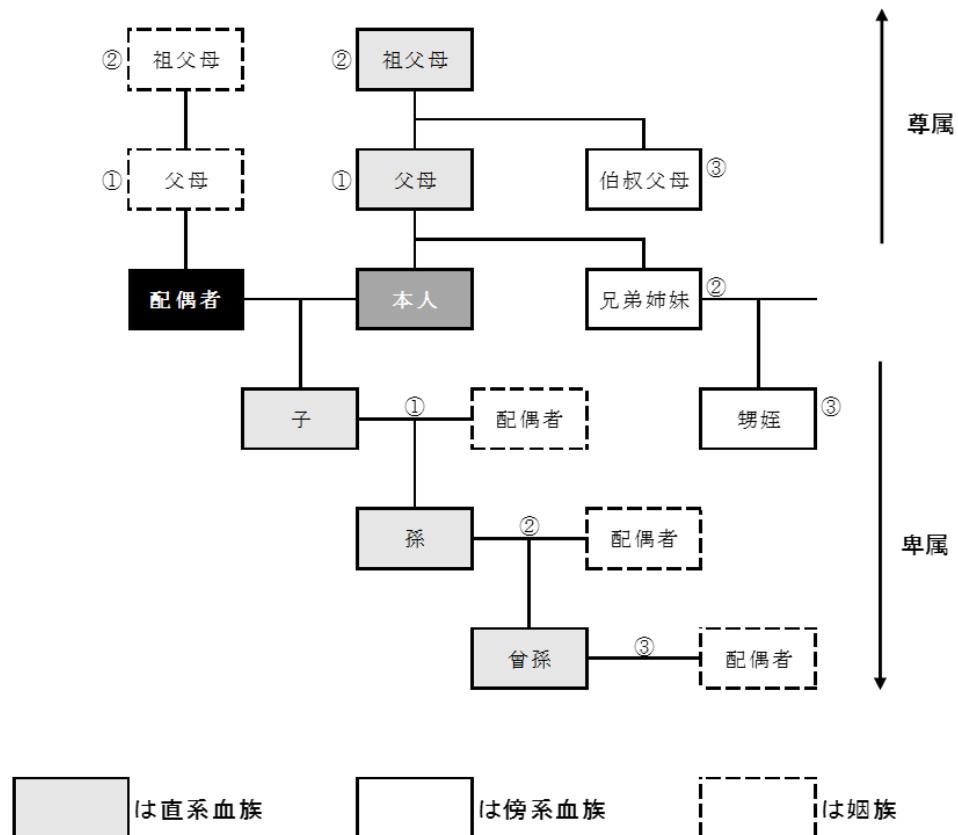
●ファミリーシップにあることを併せて宣誓するとき

パートナーシップのお2人、またはどちらか一方に生計同一の未成年のお子様がいること

【参考】パートナーシップの宣誓をすることができない範囲

パートナーシップの宣言をすることができない範囲

三親等内の親族



※民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族など婚姻することができない関係にある方は宣言することができません。

ただし、パートナーシップのお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣言することができます。

II 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) お二人の住民票の写し、又は住民票記載事項証明書

- ・3か月以内に発行されたもの
- ・本籍、筆頭者、世帯主、続柄、住民票コード、個人番号は不要
- ・同一世帯になっている場合は、世帯全員の分1通で構いません。

※宣誓書において、職権での住民登録情報の取得に同意いただいた方は提出を省略することができます。

※市内に転入予定の方は、住民票の代わりに転出証明書、入居予定の賃貸借契約書、売買契約書などをお持ちください。

(2) お2人の戸籍謄（抄）本又は独身証明書（本籍地にて発行）

- ・3か月以内に発行されたもの

※外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書をお持ちください。

(3) ファミリーシップの対象とする方との関係を証明する書類

- ・併せてファミリーシップの宣誓をする場合は、ファミリーシップ対象者の戸籍謄本または戸籍抄本をお持ちください。

※（2）の証明する書類により確認できる場合は省略することができます。

(5) 本人確認書類

本人確認ができる書類を、顔写真付きであれば1点、なければ2点お持ちください。

1点の提示で足りるもの	2点の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・旅券（パスポート）・運転免許証・住民基本台帳カード（顔写真付き）・在留カード又は特別永住者証明書・国又は地方公共団体が発行した身分証明書 （顔写真付き） <p>※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること</p>	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳カード（顔写真なし）・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証・年金手帳・国民年金、厚生年金保険の年金証書・学生証、法人が発行した身分証明書 (左記に掲げるものを除く)

(6) 通称名を使用する場合に必要な書類

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類（通称名で届いた郵便物など）をお持ちください。

III 手続きの流れ

宣誓書の提出から証明書の交付までに至る手続きの流れは、以下のとおりです。

(1) 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望される日の原則5開庁日前までに、電話またはメールにより予約をしてください。宣誓日時の調整、必要書類等の説明をさせていただきます。

※受付時間9時～17時15分（土、日、祝日、年末年始を除く）。状況等によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

(2) 宣誓日当日

- ・予約した日時に必要書類（3、4ページ）をお持ちのうえ、必ずお2人で西分庁舎等までお越しください。
- ・提出書類と要件の確認、及び本人確認を行います。

※宣誓場所はプライバシーに配慮したスペースもご用意できますので、予約時にご相談ください。

(3) 江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等の交付

- ・宣誓書提出後、1週間程度で「江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」を1枚、「江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」をお一人1枚ずつ交付します。

※宣誓書提出後内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

予約・問い合わせ先

江南市役所 企画部市民サービス課 消費・相談・男女共同グループ
電話 0587-54-1111（内線409）
Mail shohi@city.konan.lg.jp

IV 証明書等交付後の各種手続き

証明書等の交付後、次の場合は申請や届出が必要です。事前予約は不要ですが、本人確認のうえ受け付けしますので、市役所西分庁舎までお越しください。

(1) 宣誓書受領証明書等の再交付

- ・宣誓書受領証明書及び宣誓書受領証明カードの紛失や汚損等の場合は、再交付申請ができます。

(2) 記載事項の変更

- ・宣誓書に記載した内容について、その後下記のような変更があった場合は、変更届を提出してください。

【変更内容】

- ①氏名や通称名を変更したとき
- ②住所の変更（市外転出は除く。）があったとき
- ③ファミリーシップ対象者の記載を追加するとき
- ④ファミリーシップ対象者が成年に達したとき

【持参するもの】

- ①変更の内容がわかるもの
 - ・戸籍抄本
 - ・住民票の写し（※変更届において、職権での住民登録情報の取得に同意いただいた方は提出を省略することができます。）
 - ・本人確認書類
 - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの など
- ②交付済みの証明書とカード（住所の変更（市外転出は除く。）は除く）

（3）宣誓書受領証明書等の返還

・次の場合は、返還届とともに証明書等を返還してください。

- ①宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ②宣誓者のいずれかが死亡したとき
- ③宣誓者のいずれかが市外へ転出したとき（連携自治体への転出除く）
- ④婚姻又は他の者とパートナーシップを形成したとき
- ⑤パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が無効になったとき

（下記（4）に該当した場合）

（4）無効となるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓

・次に該当する場合は、宣誓を無効といたしますので、速やかに証明書等を返還してください。

- ①宣誓者の方から返還届の提出があり、パートナーシップを継続することができない特別な事情があるとき
- ②宣誓者及びその添付書類の内容に虚偽があったとき
- ③宣誓要件に該当していなかったことが判明したとき

※上記理由により無効となった場合は、他のサービスも受けられなくなる場合があります。

※返還された場合、また無効となった場合には、江南市ウェブサイト上に、「江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書」と「受領証明カード」の交付番号を公表することができます。

V 自治体間連携

制度利用者の転居時の負担軽減を図るために、制度を利用している方が同様の制度を実施する次の連携自治体へ転入・転出する場合は、一部手続きが簡略化されます。

(1) 江南市から連携自治体へ転出するとき

宣誓者が江南市から連携自治体へ転出し、転入先の自治体にパートナーシップ関係の継続を申し出る場合には、江南市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届」の提出が不要となります。江南市の宣誓書受領証明書及び受領カードは、転入先の連携自治体へ提出してください。

(2) 連携自治体から江南市へ転入するとき

連携自治体においてパートナーシップの宣誓をされている方々が江南市へ転入する場合は、再度の宣誓は不要となります。連携自治体で交付されたパートナーシップ宣誓書受領証等を添付し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」を提出いただくことにより、宣誓書受領証等を交付します。（「Ⅱ 宣誓に必要な書類」のうち、「現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本等）」が不要となります。）継続申告は、宣誓の手続き同様事前予約が必要です。

①愛知県内自治体間連携

愛知県内の自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を令和6年8月1日に締結しました。

協定締結自治体（江南市含め33自治体・令和6年8月1日時点）

名古屋市 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 豊川市 豊田市 安城市
西尾市 蒲郡市 犬山市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市
尾張旭市 高浜市 豊明市 日進市 田原市 清須市 みよし市 長久手市 豊山町
大口町 扶桑町 東浦町 武豊町 幸田町

②パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

同様の制度を実施している複数の府県の自治体が加入する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に令和6年11月1日より参加しました。

「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」構成自治体については、市のホームページをご参照ください。

※簡略化される手続きは自治体によって異なります

※自治体間で要件が異なる場合、継続の申告ができない場合があります

※手続きの詳細については、各自治体へお問合せください

VII Q&A

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか。

A1 結婚は、民法に定める法律行為です。相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。

Q2 宣誓は同性同士のパートナーとしかできませんか。

A2 同性パートナーだけの制度ではありません。宣誓の要件を満たす性的マイノリティの人であれば宣誓できます。

Q3 宣誓する際に費用はかかりますか。

A3 宣誓することや宣誓書受領証明書等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍謄本等の要件確認書類の交付手数料は自己負担となります。

Q4 個室で宣誓することはできますか。

A4 宣誓日を予約される際に、個室での宣誓を希望することをお伝えください。担当の市職員のみが立ち会います。

Q5 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか。

A5 郵送やメールを利用した宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、本人確認、意思確認をしたうえで宣誓していただきます。

Q6 代理人でも宣誓できますか。

A6 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。ただし、病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q7 同居していないと宣誓できませんか。

A7 必ずしも同居していない必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において対等な立場で相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q8 養子縁組をしていると宣誓できませんか。

A8 民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することはできます。

Q9 通称名は使用できますか。

A9 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、社員証や学生証、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。

Q10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか。

A10 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q11 3か月以内に市内へ住民登録を予定している場合は、何を持っていけばよいですか。

A11 住民票の代わりに、転出証明書、入居予定の賃貸借契約書、売買契約書などをお持ちください。その際は、後ほど必ず住民票の写し等を提出してください。なお、宣誓書において、住民登録情報の職権での取得について同意いただいた方は、住民票の写し等の提出を省略することができます。

Q12 江南市外に転出するときはどうすればよいですか。

A12 転出により宣誓されたお2人またはお1人が江南市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、宣誓書受領証明書と宣誓書受領証明カードを返還してください。

※愛知県内自治体間連携に関する協定を締結している自治体又は「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」規約に定める構成自治体へ転出し、転出先で同様の制度を利用する場合は返還届の提出は不要です。宣誓書受領証明書及び受領証明カードは転出先の自治体へ提出してください。（「V 自治体間連携」参照）

Q13 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等はどこで使用しますか。

A13 江南市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり法的効力はありませんが、市役所の各窓口において受領証明書等を提示することにより、市営住宅の入居申込みなど、家族として利用できるようになるサービスがあります。また、民間のサービスについては、事業者によって取り扱いが違いますので、各事業者に直接お問い合わせください。

江南市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合い、安心して自分らしく生きることができる社会を実現するため、性的マイノリティに係るパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 自己の性別について戸籍上の性別と異なる認識をしている者又は恋愛感情若しくは性的関心の対象となる性別が異性のみでない者の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティの2人の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の子（実子又は養子をいう。）を含め、家族であると約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップ又はファミリーシップにあることを、市長に対して誓うことをいう。
- (5) 申告 本市内への転入前に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の自治体間連携に関する協定を締結した他の地方公共団体又はパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第4条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）において、第4条第1項に規定する宣誓に類する行為をし、第6条第1項に規定する交付書類に類する書類（以下「証明書等類似書類」という。）の交付を受けた2人が、当該事実及びパートナーシップ又はファミリーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。

(宣誓及び申告の要件)

第3条 宣誓又は申告（以下「宣誓等」という。）をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年（以下「成年」という。）に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有している、又は一方が市内に住所を有し、他方が宣誓等の日から3か月以内に市内に転入予定であること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が、他の者とパートナーシップ・ファミリーシップ又はそれに類する関係

ないこと。

(5) 宣誓等をしようとする者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、宣誓等をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く。

(6) ファミリーシップにあることの宣誓等をしようとする者は、パートナーシップにある者の方又は双方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、自ら記入した江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者が自ら記入できない事情があるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

2 前項に規定する宣誓書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 双方が現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書、婚姻関係具備証明書に日本語訳を付したもの等をいう。いずれも宣誓の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、宣誓をしようとする者とファミリーシップの対象とする者との関係を証明する書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が宣誓書において同意した場合には、前項第1号に掲げる書類の提出を省略することができる。

4 市外に在住する者であって本市内への転入を予定している者は、転出証明書等をもって第2項第1号に掲げる書類に代えるものとする。この場合において、当該者は転入後速やかに同号に掲げる書類を提出しなければならない。

5 市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(2) 旅券（パスポート）

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの、その他市長が適当と認めるもの

6 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、事前に市と調整するものとする。

(申告の方法)

第4条の2 申告をしようとする者は、自ら記入した江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第1の2。以下「申告書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申告をしようとする者が自ら記入できない事情があるときは、双方の立会いの下で他の者に代筆させることができるものとする。

2 前項に規定する申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 双方の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（いずれも申告の日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 転入前に交付を受けた証明書等類似書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前条第3項から第6項までの規定は、申告書を提出する場合について準用する。

この場合において、前条第3項中「宣誓書」とあるのは「申告書」と、同条第5項及び第6項中「宣誓」とあるのは「申告」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定による申告は、前条第1項の規定による宣誓とみなし、申告をした者は申告日に宣誓をした者とみなすものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓等をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書において、氏名と併せて通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして、国内において社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する場合は、社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を、第4条第1項又は前条第1項の規定による宣誓等をするときに提示しなければならない。

（証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書（様式第2）及び江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード（様式第3）（以下「証明書等」と総称する。）を交付するものとする。

2 前条第1項の規定により宣誓書に通称名を使用したときは、通称名と共に戸籍に記載されている氏名を証明書等に記載する。

（証明書等の再交付）

第7条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等の事情により当該証明書等の再交付を受けようとするときは、市長に対し、江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第4。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、証明書等の再

交付をするものとする。

- 4 前項の規定による再交付を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに当該証明書等を市長に返還しなければならない。

(宣誓書記載事項変更の申出)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、江南市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書内容変更届（様式第5。以下「内容変更届」という。）を交付済みの証明書等とともに市長へ提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップ対象者がその対象でなくなったとき。
- (2) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があったとき。
- (3) 宣誓者のいずれかに住所の変更（転出は除く。）があったとき。
- (4) ファミリーシップ対象者が成年に達したとき。
- (5) 子を養育する等新たにファミリーシップ対象者を追加するとき。

2 内容変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第2号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は社会生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第3号に該当するときは、転居等した宣誓者の住民票の写し
- (3) 前項第5号に該当するときは、ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

3 住所を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が内容変更届において同意した場合には、前項第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

4 市長は、内容変更届の提出があったとき（第1項第3号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書等を当該宣誓者に交付するものとする。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6。以下「返還届」という。）を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。（宣誓者が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出る場合を除く。）
- (4) 次条の規定により宣誓が無効とされたとき。

2 宣誓者が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出た場合は、証明書等が返還されたものとみなす。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とする。

- (1) 宣誓書及びその添付書類の内容に虚偽があったとき。
- (2) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (3) 第4条第4項後段の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(返還又は無効に係る交付番号の公表)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第9条の規定により返還させ、又は前条の規定により無効とした証明書等の交付番号（証明書等ごとに付与された番号をいう。）を公表することができる。

(宣誓書の取扱い)

第12条 市長は、宣誓書のパートナーシップ・ファミリーシップが継続している限り宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条の規定により返還届が提出された場合及び第10条の規定により無効とされた場合は、そのときから5年間保存の後、これを廃棄することができる。

2 市長は、宣誓者が連携自治体へ転出し、当該地方公共団体の長に対してパートナーシップ関係の継続を申し出た場合、当該連携自治体の求めに応じ、宣誓者が提出した宣誓書及びその添付書類について、本人の同意が確認できた場合は、写しを送付するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。